9．ゴ ル フ 場 利 用 税

（1）ゴルフ場

区分	ホール数	税率	施設数	利用人員 総利用人員	利用人員 非課税利用人員	利用人員 差引利用人員	調定額
				人	人	人	千円
ゴルフ場	18ホールを超えるもの	1,200円	1	57,851	26,730	31,121	37,345
		1,100円以上1,200円未満	1	38,388	4,578	33,810	38,882
		1,000円以上1,100円未満	1	54,984	17,878	37,106	38,095
		800円 超 1,000円未満	8	574,777	124,033	450,744	426,683
		800円	3	288,021	65,035	222,986	191,097
		600円以上 800円未満	17	1,123,401	239,373	884,028	543,720
		400円以上 600円未満	5	423,196	93,477	329,719	167,283
		400円未満	1	73,460	14,430	59,030	20,661
		小 計	**37**	**2,634,078**	**585,534**	**2,048,544**	**1,463,766**
	18ホール	1,200円	9	292,889	74,180	218,709	257,275
		1,100円以上1,200円未満	12	348,671	56,201	292,470	327,682
		1,000円以上1,100円未満	5	149,290	32,043	117,247	131,361
		800円 超 1,000円未満	13	491,697	87,340	404,357	395,553
		800円	8	389,516	78,960	310,556	245,125
		600円以上 800円未満	30	1,409,464	296,821	1,112,643	728,755
		400円以上 600円未満	27	1,335,877	255,127	1,080,750	516,701
		400円未満	16	936,400	186,562	749,838	262,868
		小 計	**120**	**5,353,804**	**1,067,234**	**4,286,570**	**2,865,320**
	18ホール未満9ホールを超えるもの	500円以上	1	19,999	1,711	18,288	9,144
		400円以上 500円未満	－	－	－	－	－
		300円以上 400円未満	－	－	－	－	－
		300円未満	－	－	－	－	－
		小 計	**1**	**19,999**	**1,711**	**18,288**	**9,144**
	9ホール	500円以上	－	－	－	－	－
		400円以上 500円未満	－	－	－	－	－
		300円以上 400円未満	3	100,809	29,642	71,167	24,491
		300円未満	－	－	－	－	－
		小 計	**3**	**100,809**	**29,642**	**71,167**	**24,491**
	合 計		**161**	**8,108,690**	**1,684,121**	**6,424,569**	**4,362,721**

注１　当該年度において課税されたものである。
　２　「利用人員」は、年間延数である。
　３　「非課税利用人員」は、地方税法第75条の2及び第75条の3に該当する者の合計である。
　４　「施設数」は、令和６年２月末日現在の数である。

（２）県税事務所別施設数

事務所名	中央	千葉西	船橋	松戸	柏	佐倉	香取	旭	東金	茂原	館山	木更津	市原	計
ゴルフ場	8	4	－	2	12	24	14	1	11	29	4	19	33	161